1安楽死と尊厳死の定義

　安楽死とは→「死期が切迫している患者の耐えがたい肉体的苦痛を緩和または除去し

　　　　　　　して、患者に安らかな死を迎えさせてやる行為」のこと。

　尊厳死とは→「最終的な回復の見込みがない患者に対して生命維持医療を断念または

　　　　　　　中止して、人間としての品位(尊厳)を保たせながら死を迎えさせてやる

　　　　　　　行為」のこと。

2日本における議論の法的な前提

　安楽死や尊厳死といった行為が、患者の死期を早める場合には、１９９条または２０２条の構成要件に該当するが、一定の要件を充足すれば違法性(または責任)が阻却されるのではないか。

３議論の歴史的展開

1. 積極的安楽死の正当化要件を明示した名古屋高裁判決

　～名古屋高裁判決の６要件～

* 1. 病者が現代医学の知識と技術からみて不治の病に冒されており、その死が目前にせまっていること
	2. 病者の苦痛がはなはだしく、見るにしのびない程度のものであること
	3. もっぱら病者の死苦の緩和の目的でなされること
	4. 病者の意識が明瞭で意思を表明できる場合には、本人の真摯な嘱託または承諾があること
	5. 医師の手によることを原則とし、医師によりえない場合には充分に説得的な特別の事情があること
	6. 殺害の方法が倫理的にも妥当なものとして容認できるものであること

　これらの６要件が満たされる場合に積極的安楽死が違法阻却されうると判示した。

1. 医師による積極的安楽死の一般的要件を新たに提示するに至った横浜地裁判決

　～横浜地裁判決の４要件～

* 1. 患者が耐えがたい肉体的苦痛に苦しんでいること
	2. 患者の死が避けられず、その死期が迫っていること
	3. 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に代替手段がないこと
	4. 生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること

三人へ

私は８月２２日～３１日まで帰省します。３１日のサークルにはお昼ころから参加する予定です。３議論の歴史的展開のところが合っているかが心配です。私はいないですが、三人で答え合わせをして、作業を進めてください。自分のところで「ちょっとこの答えは違うのでは？」というところがあれば変えてもらってかまいません。

では、私は大好きなおうちに帰ります☆彡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　しげちゃんより